資料１

千葉県情報公開審査会傍聴要領

１　傍聴手続

（１）会議の傍聴を希望する方は、原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

（２）傍聴の受付は、先着順で行い、傍聴席が満席となった場合には、受付を終了します。

（３）傍聴を希望される方で要点筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の５日前（土、日、祝日を除く）までに事務局までお申し出ください。

２　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

（１）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

（２）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

（３）会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

（４）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。

（５）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

３　会議の秩序の維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。

（２）傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。